主 文 原決定を取消す。 理 由

本件抗告の理由の要旨は「(一) 本件物件の時価は計一八七〇万円相当であり、鑑定人の評価額も最高価競買人の競落価額も不当に低廉である。(二)債権者は昭和四〇年六月上旬抗告人に対し、競落価額と同額の入金があれば担保を解く旨に対しながら、同年七月二四日抗告人が右金員を提供したところ、債権者はにわかに言をひるがえし、受領を拒絶した。(三)抗告人は最高価競買人の株式会社福入で言をひるがえし、受領を拒絶した。(三)抗告人は最高価競買人の株式会社福入で対し、同会社が競買申出の保証として立てた金額に利息を付して支払うから、競売申立取下に同意するよう求めたが、同会社は故なくこれを拒否しただけである、債権者、建物居住者、買受申込者らに対し種々工作をなし、本件不動産の所により、債権者を相手方として本件根抵当権の被担保債務について大宮簡易裁判所に制停の申立(同裁判所昭和四〇年(ノ)第二三号)を得たのである。場上の理由により、原決定を取消しさらに相当の裁判をすることを求める。」というのである。

これに対する当裁判所の判断はつぎのとおりである。

一、 抗告理由(一)について

原裁判所の選任した鑑定人村島穣の鑑定書によると、昭和三九年八月当時における本件競売不動産の総評価額は八、三四四、〇〇〇円であつて、これが甚だしく不当であるという何らの証左もないだけでなく、記録によると、原裁判所はこの評価額を最低競売価額として競売を実施せしめたが、競買申出人がないため、順次最低競売価額を低減して数回競売期日を開き、昭和四〇年五月一九日の期日においてようやく本件不動産を一括して最高価金四、六八一、〇〇〇円の競買申出があつたととが明らかで、以上の経過に鑑みると、価額の点において競売を違法ならしめるような瑕疵があつたとはとうてい認められない。

二、 抗告理由(二)について

競売申立人は競落期日後は最高価競買人を含む全利害関係人の同意がないと競売申立を取下げることはできないから、債権者が競落期日後に無条件で抗告人主張のような確約をしたとはとうてい認めえないし、被担保債務の一部の弁済提供をしただけでは競落不許の事由とはならない。

三、 抗告理由(三)について

最高価競買人が抗告人主張のような行為をしたからといつてそれが公序良俗に反 し競落不許の事由にあたるとは解しえない。

四、 抗告理由(四)について

五、 よつて本件競売手続は、前記調停事件の完結まで、競売期日の手続の終つた状態で停止しておくべきものであるから、競落許可決定の取消のみを宣言することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 近藤完爾 裁判官 田嶋重徳 裁判官 藤井正雄)